

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」の策定について（計画概要）

令和元年 7 月 医療政策課

1 概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的方針等を定めるもの。

2 計画策定年度

2019 年度 *第 7 次山口県保健医療計画の別冊の位置づけ

3 計画期間

2020 年度～2023 年度（4 年間）

*以降は、本体計画（次回は、第 8 次計画）の改定に合わせ、3 年ごとに見直し。

4 策定の経緯

(1) 課題

- 無床診療所開設が都市部に偏り、診療科も専門分化の傾向
- 救急医療提供体制の構築、グループ診療の実施、放射線装置の共同利用等の医療機関の連携の取組が、地域で個々の医療機関の自主的な取り組みに委ねられている

(2) 対応の方向性

課題を踏まえ、「外来医療機能の不足・偏在等への対応」及び「医療機器の効率的な活用等」に関し、下記の方向性が示された。

- 情報の可視化（指標化）、新規開業希望者等への情報提供
 - ・ 外来医療機能の偏在等の客観的な情報を可視化（指標等の作成）
 - ・ 自主的な経営判断の材料として外来医師偏在指標や医療機器の配置状況等の客観的な情報を提供し、偏在是正や効率的な機器活用を推進
- 地域ごとの協議の場の設置及び協議を踏まえた取組
 - 外来医療機関間の機能分化・連携の方針等（充実が必要な機能や機器共同利用等）について協議を行い、地域ごとに方針決定することが有益

5 計画の構成

- ① 外来医師偏在指標による、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な情報の可視化（※厚生労働省からのデータ提供）

(外来機能)

- ・ 地域の医療ニーズ等を踏まえた二次医療圏ごとの診療所医師の多寡を「外来医師偏在指標」として可視化。外来医師偏在指標の上位 33.3% に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定

(医療機器) *CT・MRI・放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ

- ・ 地域の医療ニーズを踏まえた医療機器の配置状況を種別毎に可視化

- ② 自主的な経営判断を行うに当たっての有益な情報として、新規開業者等に対する上記情報の提供（※提供データ等の計画掲載、公表）

(外来機能)

- ・ 外来医師偏在指標及び多数区域の二次医療圏の情報を、医療機関のマッピング情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表

(医療機器)

- ・ 医療機器の配置状況に加え、マッピング情報等を公表

- ③ 2次医療圏ごとの、外来医療機関間での機能分化・連携の方針等（救急医療提供体制の構築、グループ診療の推進、医療設備・機器の共同利用等）の策定（※協議の場の設置、協議に基づく方針決定）

(外来機能)

- ・ 地域ごとに、どのような外来医療機能が不足しているか議論を行う協議の場を設置、不足する機能を定める *初期救急、在宅医療、公衆衛生等
- ・ 外来医師多数区域では新規開業希望者に対し、当該機能を担うよう要請し協議の場で確認（求めに応じない場合は出席要請、結果公表）

(医療機器)

- ・ 機器の効率的な活用のため協議の場を設置、共同利用方針を定める
- ・ 医療機器の購入・既存機器の共同利用を新たに行う医療機関は共同利用方針に基づき共同利用計画を作成し、協議の場で確認

(具体的な項目)

○ 外来医療提供体制の現状及び課題

内 容	備 考
・ 外来医師偏在指標、指標に基づく外来医師多数区域の設定	厚生労働省から提供
・ 医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となる情報	厚生労働省から提供 (付加情報等は検討)
・ 不足している外来医療機能 (全区域)	協議の場で検討

* 協議の場における協議プロセス、公表方法等を含む

○ 医療機器の効率的な活用に関する計画

内 容	備 考
・ 医療機器の配置状況に関する情報 (配置状況に関する指標)	厚生労働省から提供
・ 医療機器の保有状況等に関する情報	厚生労働省から提供 (病床機能報告等)
・ 区域ごとの共同利用の方針	協議の場で検討
・ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス	協議の場で検討

6 今後の策定スケジュール (予定)

2019年 3月	国がガイドラインを作成・公表
4月～	国が都道府県向け計画策定研修会等を随時実施
6月	都道府県間で患者流出入を調整
7月	国が医師偏在指標、外来医師偏在指標を算出
～10月	地域医療構想調整会議 (課題抽出・協議) 県地域医療対策協議会 (素案審議)
11月～	圏域地域医療対策協議会 (素案審議) 医療審議会 (素案審議) 県議会環境福祉委員会 (素案報告) パブリック・コメント実施

2020年	1月	市町、保険者等からの意見聴取 圏域地域医療対策協議会（最終案審議） 県地域医療対策協議会（最終案審議）
	2月	医療審議会（最終案審議） 県議会環境福祉委員会（最終案報告）
	3月	計画策定・公表
	4月	医師確保計画に基づく医師偏在対策を開始 外来医療計画に基づく取組を開始

（外来医療計画に関する流れ）

外来医療に関する協議の場の設置（二次医療圏ごと）（※今回協議）



協議の場での協議・検討事項（※今回協議）

- 対象区域（二次医療圏）において不足している外来医療機能
- 医療設備・機器等の共同利用の方針
- 医療機器の共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス



協議を踏まえた外来医療計画（素案・最終案）の審議・策定（年度内）



計画に基づく取組の開始（令和2年度（2020年度）～）

- 外来医師多数区域で新たに開業しようとする場合（無床診療所）
 - * 移転・相続を含む。ただし同等の機能を担う場合、協議の場での確認が必要かは検討
 - ・ 計画に定められた「対象区域で不足している機能」を担うよう県要請
 - ・ 届出様式により確認、機能を担う場合は協議の場において状況確認
応じない場合、臨時の協議の場への出席を求め、協議結果を公表。
- 対象医療機器を購入しようとする場合（全医療機関。更新を含む）
 - * CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィ
 - ・ 計画に定められた「共同利用計画」を作成
 - ・ 協議の場で計画内容を確認（共同利用を行わない場合は理由を確認）

7 2次医療圏の状況（暫定値）

（外来医師偏在指標及び外来医師多数区域） H31.3.22 厚生労働省会議資料

区 分	外来医師偏在指標		外来医師 多数区域	外来患者 流出入比
		全国順位		
岩 国	93.4	188位		0.92
柳 井	80.8	251位		0.91
周 南	96.8	166位		1.02
山口・防府	103.0	120位		0.99
宇部・小野田	122.5	37位	○	1.03
下 関	115.1	57位	○	1.00
長 門	81.1	249位		0.95
萩	92.2	196位		0.87
全 国	106.3	—	—	1.00

* 外来医師偏在指標

診療所医師の性別・年齢分布、地域ごとの外来医療ニーズ（性・年齢別人口・昼夜間人口比等による）、患者の流出入状況、診療所における外来医療患者対応割合等を踏まえ算出

* 外来医師偏在指標の全国順位は、2次医療圏（335医療圏）で算出

宇部・小野田、下関の2医療圏は、上位33%に該当：外来医師多数区域（暫定）

* 外来患者流出入比

・NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）のH29.4～H30.3の診療分データ（12か月）に基づき抽出・集計したもの

・外来患者流出入比

$$= 1 + \frac{\text{当該地域内で受療した当該地域外に居住する外来患者延数} - \text{当該地域外で受療した当該地域内に居住する外来患者延数}}{\text{当該地域内に居住する外来患者延数}}$$

8 今回協議事項

(1) 協議の場の設置（外来医療機能・医療機器共通項目）

- 二次医療圏毎に診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者医療保険者その他の関係者との協議の場を設けることとされている。
- 協議の場として地域医療構想調整会議の活用が可能であるとされていること、医療提供体制を一体的に検討できることから、地域医療構想調整会議をもって協議の場とする。

(2) 対象区域において現時点で不足している医療機能

- 国が示した初期救急医療体制、在宅医療提供体制、公衆衛生体制については、資料のとおり、本圏域においても不足が見込まれることから、「不足している医療機能」に位置付け（、新規開業者に機能を担うことを求め）るものとする。
- 新規開業者が求めに応じる場合は、地域医療構想調整会議事務局（保健所）が医療法に基づく届出様式等により実施状況を把握し、協議の場において報告を行うことで、実施の確認を行う。ただし、圏域内での移転・承継等による新規開業で、以前と同等の機能等を担う場合は、協議の場での確認は省略できるものとする。
- 新規開業者が求めに応じない場合は臨時の協議の場を開催し、新規開業者に出席を要請して協議を行うとともに、協議結果を公表する。
ただし、開催や出席が困難な場合は、持ち回り開催や合意をしない理由等の文書の提出で代えることができるものとする。
- なお、求めに応じない医療機関との協議結果については、県医療審議会に報告し、意見を聴取することとする。

(3) 医療機器の共同利用の方針・共同利用計画の内容等について

別紙のとおり

(4) その他

外来医療計画に掲載する二次医療圏・医療機器の情報については、厚生労働省から提供・指示された情報又は検討に資すると考えられる事項とされたものとする。

別紙 医療機器の共同利用について

対象医療機器の共同利用の方針（全医療機器共通）

- 対象医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療並びにマンモグラフィ）については、共同利用（対象医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む）に努めるものとする。
- 医療機関が対象医療機器を購入する場合は、下記の記載事項により当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、協議の場において確認を求めることとする。

記載事項

- 共同利用の相手方となる医療機関
- 共同利用の対象とする医療機器
- 保守、整備等の実施に関する方針
- 画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

チェックのためのプロセス

- 共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画については、対象医療機器の設置後 10 日以内に地域医療構想調整会議事務局（保健所）あてに提出することとする。（提出期限はエックス線装置設置届等と同じ）
- 事務局は共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画及び医療法に基づく医療機器の設置届等により、医療機器の安全管理に係る体制並びに診療用放射線の安全管理に係る体制について確認するものとする。
- 協議の場では、共同利用計画により、共同利用方針（共同利用を行わない場合は共同利用を行わない理由）について確認するものとする。

共同利用計画（様式イメージ）

病院又は 診療所	名 称				
	所 在 地				
共同利用 対象機器	種 別	マルチスライスCT（64列以上・16列以上64列未満・16列未満） その他のCT			
		MRI（3テスラ以上・1.5テスラ以上3テスラ未満・1.5テスラ未満）			
		PET・PETCT			
		放射線治療（リニアック・ガンマナイフ）			
		マンモグラフィ			
	製 作 者 名				
	型 式 及 び 台 数				
設 置 年 月 日	年 月 日				
共同利用 の 方 針	共同利用の方針	共同利用を行う ・ 共同利用を行わない			
	共同利用に係る 規 程 の 有 無	有 ・ 無			
	共 同 利 用 の 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携先の病院又は診療所による機器使用 ・ 連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供 ・ その他（ ） 			
	共 同 利 用 を 行 わ ない 場 合 の 理 由				
共同利用 の 相 手 方	登 録 医 療 機 関	名 称	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	主 たる 診 療 目
	登 録 制 度 の 担 当 者	部 署 等	職 種	氏 名	連 絡 先
保守点検 の 方 針	保守点検計画の の 策 定 の 有 無	有 ・ 無			
	保守点検予定時 期、間隔、条件				

画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針（提供方法）	ネットワーク・デジタルデータ（CD・DVD）・紙ベース・その他
-----------------------------	---------------------------------

※その他記載が考えられる事項：利用可能日時、経費の負担、医療事故等の対応、個人情報の取扱い 等
求めに応じない場合の提出書類・公表資料イメージ

二次医療圏名			
名称			
開設の場所			
開設年月日		年	月 日
診療科目			
管理者氏名			
医療圏で不足する機能の実施予定	初期救急	実施予定	備考
		有・無	
	在宅医療	実施予定	備考
		有・無	
	公衆衛生	実施予定	備考
		有・無	
実施できない理由	機能種別		
	理由		
協議の場にお	名称		
	協議年月日	年	月 日

ける協 議状況	協議結果	
------------	------	--